

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水道法の水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

最終改正: 令和2年3月25日厚生労働省令第38号(令和2年4月1施行)

検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)

最終改正: 令和5年3月24日厚生労働省告示第85号(令和5年4月1日施行)

水質基準項目		水質基準値	検査方法		報告下限値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	別表第1	—
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	別表第2	—
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.0003 mg/L
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg／L以下	還元気化-原子吸光光度法	別表第7	0.00005 mg/L
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.001 mg/L
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.001 mg/L
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.001 mg/L
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.002 mg/L
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.004 mg/L
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg／L以下	IC-PC法	別表第12	0.001 mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.1 mg/L
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg／L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.05 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.1 mg/L
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.0002 mg/L
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.005 mg/L
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.002 mg/L
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.06 mg/L
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第17	0.002 mg/L
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第17	0.002 mg/L
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	IC-PC法	別表第18	0.001 mg/L
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法		0.001 mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第17	0.002 mg/L
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	別表第14、別表第15	0.001 mg/L
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第19	0.008 mg/L
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.01 mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.02 mg/L
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.03 mg/L
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.01 mg/L
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.1 mg/L
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg／L以下	ICP-MS法	別表第6	0.005 mg/L
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.2 mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	1 mg/L
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	重量法	別表第23	1 mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	固相抽出-HPLC法	別表第24	0.02 mg/L
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg／L以下	PT-GC-MS法	別表第25	0.000001 mg/L
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg／L以下	PT-GC-MS法	別表第25	0.000001 mg/L
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法	別表第28	0.005 mg/L
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg／L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第29	0.0005 mg/L
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法	別表第30	0.2 mg/L
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法	別表第31	—
48	味	異常でないこと	官能法	別表第33	—
49	臭気	異常でないこと	官能法	別表第34	—
50	色度	5度以下	透過光測定法	別表第36	0.5 度
51	濁度	2度以下	積分球式光電光度法	別表第41	0.1 度